

公益財団法人奈良県市町村振興協会市町村交付金交付規程

平成 25 年 7 月 19 日規程第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人奈良県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が市町村に配分する市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(市町村交付金の財源)

第 2 条 市町村交付金は、新市町村振興宝くじ（オータムジャンボ宝くじ）の収益金をもって奈良県がこの法人に交付する奈良県交付金（以下「奈良県交付金」という。）を財源とする。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の収益金をもって奈良県がこの法人に交付する奈良県交付金のうち、毎年度予算で定める額を市町村交付金の財源とすることができる。

(市町村交付金の交付額)

第 3 条 市町村交付金の交付額は次の各号に定める額とする。

- (1) 市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の収益金をもって交付される奈良県交付金を財源とする市町村交付金の交付額（当該各年度の予算計上額）
- (2) 新市町村振興宝くじ（オータムジャンボ宝くじ）の収益金をもって交付される奈良県交付金を財源とする市町村交付金の交付額（当該各年度の奈良県交付金総額）

(市町村への配分基準)

第 4 条 市町村交付金の市町村への配分については、この法人が客観的な指標等により、別に定める配分基準によって行う。

(市町村交付金の対象事業)

第 5 条 市町村交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業で、市町村が必要とするものとする。

(市町村の事業計画の提出)

第 6 条 市町村交付金の交付を受ける市町村は、事業計画をこの法人に提出するものとする。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人奈良県市町村振興協会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。